

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 23 年 4 月 14 日

株主各位

大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番 12 号
梅田センタービル 25 階
ロングライフホールディング株式会社
代表取締役社長 遠藤 正一

当社は、平成 23 年 4 月 1 日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 200 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 23 年 4 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以 上

お知らせならびにご注意

1. 株式の分割と同時に、平成 23 年 5 月 1 日（日曜日）付をもって 100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 23 年 4 月 26 日（火曜日）付をもって、売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。
2. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 23 年 6 月中旬頃にお届出ご住所にお送り申し上げます。
3. 平成 23 年 5 月 1 日（日曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. (1)住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等で手続をお願いいたします。

(2)特別口座に関する各種手続は、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連 絡 先 〒541-8502 大阪市中央区伏見町 3 丁目 6 番 3 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
TEL 0120-094-777